

# 伊 勢 市 公 報

第 173 号  
平成 25 年 1 月 21 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 市道の路線の廃止について	2
○ 市道の路線の認定について	3
○ 道路の区域の決定について	4
○ 道路の供用開始について	5
<b>上下水道告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	6
<b>公 告</b>	
○ パブリックコメントの実施結果について	7
○ 公売公告兼見積価額公告	8
○ 伊勢市地球温暖化防止実行計画の策定について	9
○ 犬の抑留について	10

伊勢市告示第 1 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 25 年 1 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
元町 48 号線	小俣町元町 1817 番地先		
	小俣町元町 112 番 1 地先		

伊勢市告示第 2 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 25 年 1 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣本町 24-11 号線	小俣町本町 341 番 104 地先		
	小俣町本町 341 番 229 地先		
相合 24-12 号線	小俣町相合 1279 番 1 地先		
	小俣町相合 1279 番 3 地先		
宇治浦田 24-13 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 128 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 6 地先		

## 伊勢市告示第3号

### 道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年1月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	小俣本町 24-11 号線	6.0 ～ 13.0	269
市 道	相合 24-12 号線	6.0 ～ 13.0	48
市 道	宇治浦田 24-13 号線	6.0 ～ 14.0	180

## 伊勢市告示第4号

### 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年1月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣本町24-11号線	小俣町本町341番104地先 小俣町本町341番229地先	平成25年1月15日
相合24-12号線	小俣町相合1279番1地先 小俣町相合1279番3地先	平成25年1月15日
宇治浦田24-13号線	宇治浦田3丁目669番128地先 宇治浦田3丁目669番6地先	平成25年1月15日

## 伊勢市上下水道事業告示第1号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成25年1月18日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成25年1月15日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成25年2月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
八日市場町、宮町1丁目、常磐2丁目及び常磐3丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市公告第1号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市人権施策基本方針（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成25年1月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市人権施策基本方針（案）
- 2 案の公告日  
平成24年9月13日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部人権政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 2 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 25 年 1 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 25 年 1 月 8 日 13 時 00 分から 平成 25 年 1 月 22 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 25 年 1 月 29 日 13 時 00 分から 平成 25 年 2 月 5 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 25 年 2 月 12 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 25 年 2 月 12 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	制限しません。ただし、国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	2,350,000 円	
公 売 保 証 金	240,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		



伊勢市公告第3号

伊勢市地球温暖化防止実行計画を策定しましたので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第8項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年1月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第4号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年1月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町松下	雑種	茶	雄	中	91日 以上	首輪（鈴 付き）

2 抑留した日 平成25年1月8日

3 抑留期限 平成25年1月16日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）